

事務所だより

平成 27 年 4 月号

安藤社会保険労務士事務所
TEL 03-6206-2320

こんにちは。東京では桜が満開になりました。このところ天気も良くお花見日和ですが、青空の下でみる桜は毎年、数日程度と本当にわずかですが皆様ご覧になりましたか？さて、このところマイナンバーのセミナーがどこも盛況のようです。弊所でも多くの個人情報を扱うことから、この対策については、再度のシステム変更やプライバシーマークの早期取得などお客様により安心して個人情報を預けていただけるよう万全を期していきたいと思えます。それでは、今月もどうぞよろしくお願い申し上げます。 安藤

Contents

- 社会保険適用拡大の流れについて
- 労働組合の視点からみる労働の現場の課題と取組
- 事務所スタッフより

社会保険適用拡大の流れについて

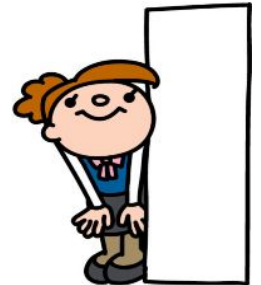
平成 24 年 8 月、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、平成 28 年 10 月から短時間労働者に対する社会保険の適用範囲が拡大されることになりました。

現在、短時間労働者の社会保険の適用は、同種の業務を行う労働者の労働日数と労働時間と比較して、以下の要件にいずれも該当すると認められた場合に、対象となります。

【現在の短時間労働者の適用要件】

- ①1 日または 1 週間の所定労働時間が一般社員の 4 分の 3 以上の方
- ②1 ヶ月の所定労働日数が一般社員の 4 分の 3 以上の方

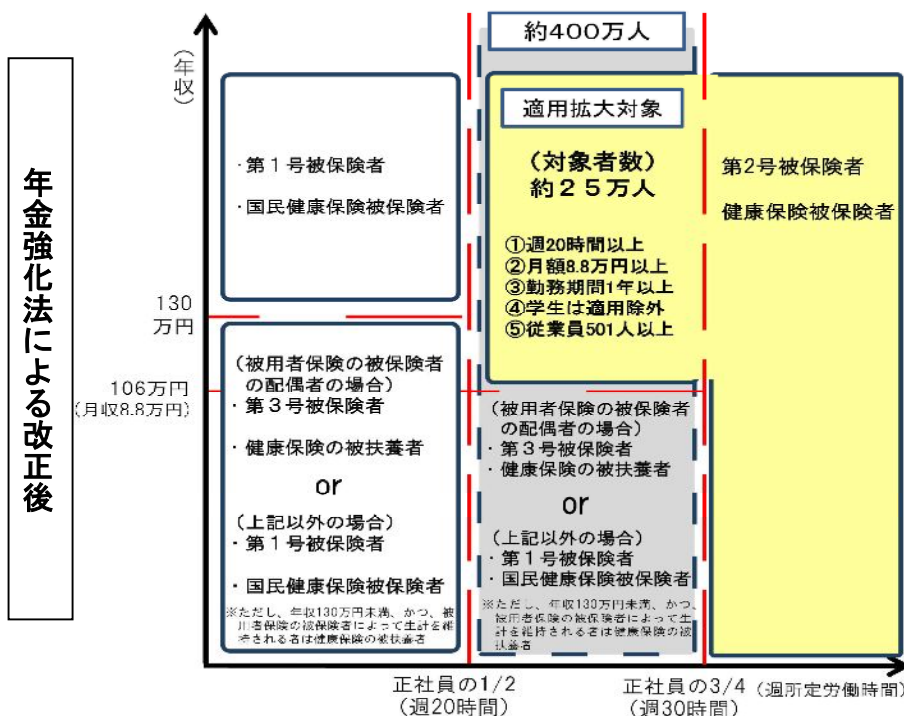
これが、平成 28 年 10 月から以下の要件を満たした短時間労働者についても社会保険の適用対象となり、約 25 万人の加入者増が予測されています。



【平成 28 年 10 月からの短時間労働者の適用要件】

- ①週の所定労働時間が 20 時間以上の方
- ②賃金が月額 8.8 万円（年収 106 万円）以上の方
- ③勤務期間が 1 年以上見込まれる方

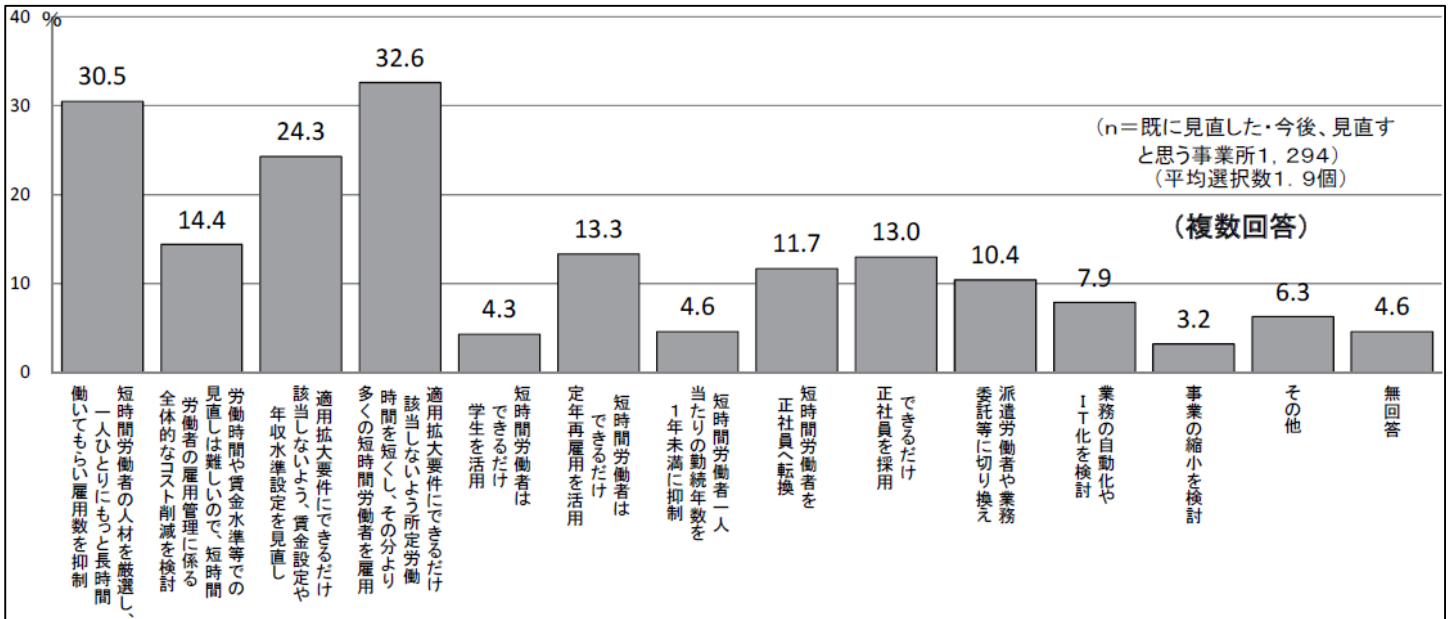
※学生は適用対象外です ※規模 501 人以上の企業が強制適用対象となります



それでは、短時間労働者は今回の改正をどのように考えているのでしょうか？独立行政法人労働政策研究・研修機構が行った調査によると、短時間労働者が社会保険の適用要件に該当することになった場合、社会保険の加入を「希望する」と答えた割合が26.5%なのに対し、「希望しない」と答えた割合が72.0%という結果が出ています。また、「社会保険の適用基準が拡大された場合に現在の働き方を変更するか」という質問に対しては、61.8%の短時間労働者が「変えると思う」と回答しており、短時間労働者を多く

雇う事業所にとっては雇用の在り方について考え直す必要があると言えます。

しかしながら、上記の調査において短時間労働者を雇用している、または今後雇用する可能性があると回答した事業所を対象に、雇用のあり方や雇用管理を見直すか聞いたところ、「今後、見直す」「特に何もしない」という企業が9割を占めており、社会保険の適用拡大に対する具体的な対応はまだなされていないというのが現状です。



(資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構「社会保険の適用拡大が短時間労働に与える影響調査」)

社会保険の適用拡大は先のことであり、「501人以上の企業」と対象は大企業に絞られていますが、政府は施行後3年を目処として、「この法律の施行の状況を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と示しています。

「多様な働き方」という考え方がクローズアップされている昨今ですが、この改正を機会に社会保険の加入要件に関わらず、短時間労働者の希望を受け止めながら、より労働者が生き生きと働ける環境の醸成について改めて考えてみてはいかがでしょうか。

労働組合の視点から見る労働の現場の課題と取組

◇労働組合の現状について

年度が変わり、多くの企業で賃金改定が行われたかと思えます。賃金は、企業の支払能力、景気動向等を勘案して決定されますが、こと、企業内に労働組合が組織されている場合、2月頃から活発化する、いわゆる「春闘」での交渉結果が一つの重要な判断要素となります。これをもとに昇給やベースアップを実施することが日本独自の慣行となっています。

その労働組合の組織率は減少の一途をたどり、平成26

年6月30日現在の推定組織率は17.5%と、過去最低記録を更新しました。この理由は、旧来、構成員たる正社員が組織を下支えしていたところ、近年、パートタイマー等の非正規労働者を活用する企業が増え、企業内から企業外の労働組合へと受け皿が移ったためです（なお推定組織率に占めるパートタイム労働者の割合は6.7%と、5年前と比べると1.1ポイント上昇するなど、年々増加の傾向です）。

◇課題に対する取組例について

ここで、（公財）日本生産性本部実施の「労働組合が抱える課題とその取り組み」のアンケート調査結果を参考に、労務管理の面から労働組合の課題に対する取組例を見てまいります。

課題1：コミュニケーション強化

同アンケートにおいて、「過去3年間を振り返って、労使コミュニケーションはどうか変化しているか」という問いに対して、77.4%が「良くなっている」との回答をしています。労使間や組合員間などコミュニケーションを促進させる事により、問題の共有や意思疎通が円滑に行われ、業務を効率的かつ正確に遂行することができます。

(取組事例)

- ・ 労使協議会および労使懇談会の実施増
- ・ 職場懇談会、階層別懇談会の実施
- ・ 組織内のつながりを意識させるセミナー等の企画・実施
- ・ 社内インフラの利用、双方向コミュニケーション活動の展開
- ・ ダイバーシティ推進委員会の発足

課題2：総労働時間の短縮（休暇取得促進・所定外労働時間の削減）

残業による長時間労働は、割増賃金の増加など企業の問題だけではなく、労働者にとっても生産性の低迷やメンタルヘルス不全を引き起こす原因です。短時間でより高い成果を上げるための活動と位置付け、現状分析と改善活動が必要です。

(取組事例)

- ・ 労使で「適正な労働時間管理」「年次有給休暇の取得促進」「メンタルヘルスクア」を重点的に協議、発信しながら推進
- ・ 現場実態把握と所属長・人事部への報告・改善
- ・ 交替勤務制度（4直3交替制）の導入による総実労働時間の削減
- ・ 定時退社日の設定、残業パトロール、勤務間インターバル制度の試行導入

以上は、労働組合だけでなく使用者としても労務管理上の課題として把握し対応する必要があります。今や長時間労働やメンタルヘルス、ハラスメント等の問題は、労働者のリスクであることは勿論のこと、企業側も報道や訴訟による社会的・金銭的なリスクを負うこととなります。労働組合は「労働者の地位の向上」を目的としていますが、組織率の低下する現代においては、企業が主体的に「労働者の地位の向上」を図り、リスクを削減すると共に、労使協調のもと、生産性を向上させていくという役割が求められているのかもしれない。

Q & A いつも元気な「まめ男先生」から今月もお知らせ豆知識。今回は、1 ページ目の『社会保険適用拡大の流れについて』に関連する豆知識をお伝えします。

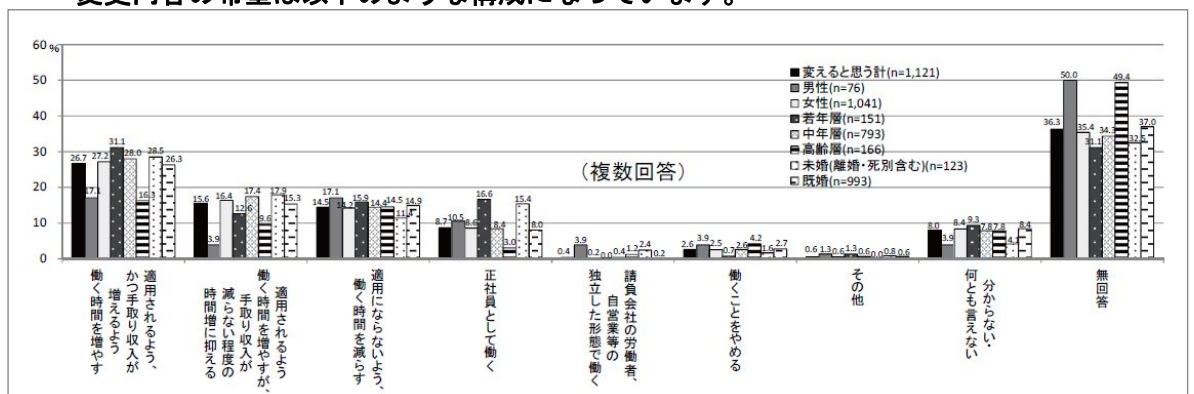


「まめ男先生」

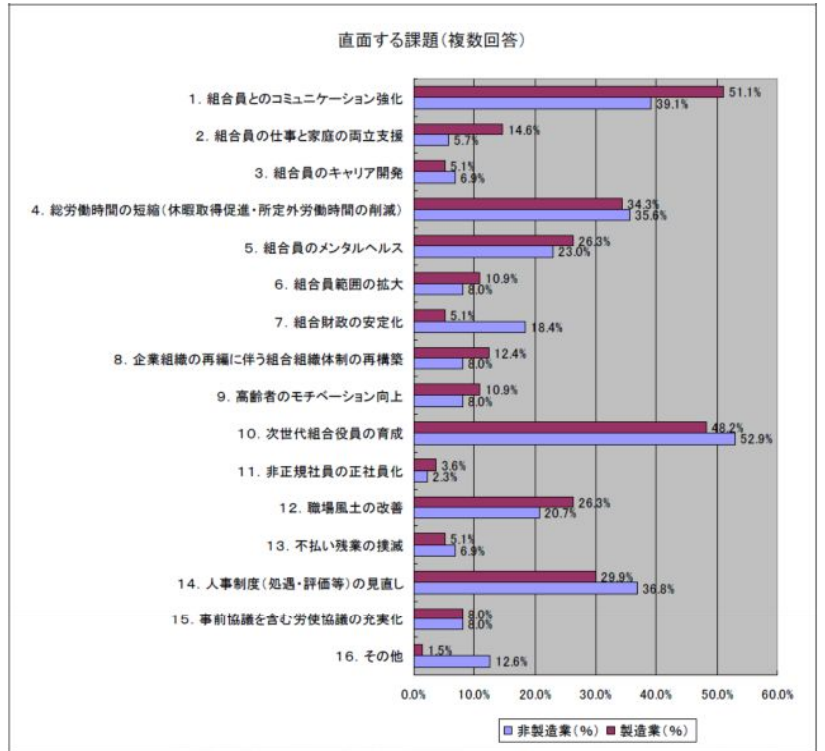
教えて先生
まめ知識

Q. 短時間労働者は、社会保険の適用基準が拡大された場合に、現在の働き方をどのようにしたいと考えているのでしょうか？

A. 働き方を「変えると思う」と考えている方が61.8%と多数を占めていますが、具体的な変更内容の希望は以下のような構成になっています。



(資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構「社会保険の適用拡大が短時間労働に与える影響調査」)



(資料：(公財)日本生産性本部実施の「労働組合が抱える課題とその取り組み」)

✿事務所スタッフより✿ …労務とは関係のないコーナーです。



事務所だより 4月号が皆様のお手元に届くころ、今年の桜は見頃を迎えていること
と思います。

3月下旬から急に暖くなりチューリップやパンジーもぐんぐんと伸びています。事務所の周辺にも桜がたくさんあります。木々全体がうっすらとピンクになると「いつ咲くかな?」「いつ満開になるかなと毎日わくわくしてしまいます。開花すれば「雨降らないといいな」「いつお花見に行こうか?」桜の木の下を散歩 お弁当を広げてひと休み、夜になれば夜桜見物、見頃はあつというまですがその間楽しませてくれますね。

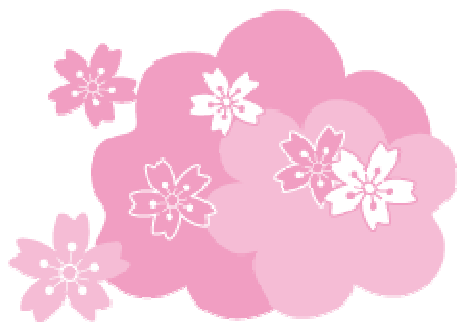
「さくらの日」もちゃんとあります。3月27日です。日本さくらの会が1992年に制定しました。桜と3(さ)×9(く)=27の語呂合わせと七十二候のひとつ「桜始開」(さくらはじめてひらく)が重なる時期であることからこの日になったそうです。「桜」とひとくくりにしてしまいますが300種類以上ありびっくり、中には2度咲く桜もあるそうです。

お花見の起源は古く、9世紀前半に嵯峨天皇が神泉苑で宴を催したのが最初といわれています。貴族武士、庶民へみやこから地方へと広がっていきました。桃山時代には豊臣秀吉が吉野と醍醐で花見を催し、江戸時代には3代将軍家光が上野に寛永寺を建てて吉野の桜を移植、また隅田川にも移植、

「桜」といえば“ソメイヨシノ(染井吉野)”が登場したのは江戸末期、あつという間に全国に広がりソメイヨシノのおかげで日本中に「お花見」が広く普及したそうです。

外国人の方々にも「お花見」(hanami)は人気のようです。東京の桜がおわってしまっても桜前線は北へ北へとあがっていきます。休日、東京以外の桜を見にいくのもまたいいですね。

市原



〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町2-14-7
日本橋テイユービル 3階
安藤社会保険労務士事務所
TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321
URL <http://www.ando-sr.jp/>
e-mail ando@ando-sr.jp
どうぞお気軽にお問い合わせください